

審査請求よくある質問

－ Q & A －

(審査請求をより詳しく知りたい方へ)

この小冊子は、審査請求をご理解いただくためのものです。審査請求から裁決書謄本の送達までの審査請求手続を図示したリーフレット「国税不服審判所における審査請求手続（一般的な審理の流れ）」と併せてご活用ください。

審査請求人



国税不服審判所



原処分庁



国 税 不 服 審 判 所

National Tax Tribunal

凡 例

この小冊子において使用する用語（略語）の意味は、次のとおりです。

用 語	意 味
原処分	審査請求の対象となった課税処分、滞納処分等をいいます。
原処分庁	審査請求の目的となった処分を行った税務署長等（税務署長が行った処分であっても国税局の職員の調査に基づく旨の記載がある書面により通知された処分にあつてはその国税局長）をいいます。

目 次

ページ

Q 1 国税不服審判所ってどんなところですか？

- (1) 国税不服審判所とはどのような機関ですか？・・・1
- (2) 審査請求に係る手続はどのように進められるのですか？・・・1

Q 2 裁決とはどのようなものですか？

- (1) 裁決とはどのようなものですか？・・・3
- (2) 裁決の種類とその内容には、どのようなものがありますか？・・・4

Q 3 審査請求には、どのくらいの費用と日数がかかりますか？

- (1) 審査請求に当たり、国税不服審判所に支払う費用はありますか？・・・5
- (2) 審査請求書を提出してから裁決までの期間は、どのくらいですか？・・・5
- (3) 裁決まで、日数がかかるのはなぜですか？・・・5

Q 4 代理人は必要ですか？

- (1) 代理人は必要ですか？・・・7
- (2) 代理人となるための資格について制限はありますか？・・・7
- (3) 代理人を選任した場合には、何か手続が必要ですか？・・・7
- (4) 代理人は、どのような権限を持つのですか？・・・8

Q 5 複数の人が共同して審査請求を行うことはできますか？・・・9

Q 6 審査請求書の記載や提出に当たって注意すべき事項はありますか？

- (1) 審査請求書を提出した後、どのような審査がされるのですか？・・・10
- (2) 審査請求書の記載や提出における不備の事例を教えてください。・・・10
- (3) 審査請求書の記載や提出に不備があった場合は、どうなるのですか？・・・11
- (4) 審査請求書を補正するに当たり、その期限はありますか？・・・11

Q 7 審査請求に個人番号（マイナンバー）や法人番号を使用することはありますか？・・・12

Q 8 審査請求に対して、原処分庁はどのように対応するのですか？

- (1) 審査請求に対して、原処分庁はどのように対応するのですか？・・・13
- (2) 答弁書には、具体的にどのようなことが記載されているのですか？・・・13
- (3) 答弁書以外にも原処分庁から書面が提出される場合がありますか？・・・13

Q 9 審査請求の調査や審理は、誰が担当するのですか？

- (1) 審査請求の調査や審理の担当者を知ることができますか？・・・15
- (2) 担当審判官や参加審判官の役割は、どのようなものですか？・・・15

Q10 審査請求の審理は、どのように進められるのですか？・・・16

Q11 証拠書類等はどのように提出すればよいのですか？

- (1) 証拠書類等とは、どのようなものですか？・・・17
- (2) 証拠書類等は、いつ、誰宛に提出すればよいのですか？・・・17

Q12 原処分庁の主張に反論がある場合にはどうすればよいのですか？

- (1) 反論するためにはどのような書類を提出すればよいのですか？・・・18
- (2) 反論書等には、どのようなことを記載すればよいのですか？・・・19
- (3) 反論書等や回答書は、いつ、誰宛に提出すればよいのですか？・・・19
- (4) 反論書等や回答書を提出した後、その内容に記載誤りや記載漏れがあったときは、どのように訂正すればよいのですか？・・・19
- (5) 新たに主張(反論)したい事項がある場合には、いつまで追加できるのですか？19

Q13 担当審判官に話を直接聴いてもらえる機会がありますか？

- (1) 担当審判官に話を直接聴いてもらえる機会がありますか？・・・20
- (2) 担当審判官との面談(請求人面談)の際に、用意しておく書類等がありますか？20
- (3) 口頭意見陳述とは、どのようなものですか？・・・21

Q14 国税不服審判所の行う調査・審理とはどのようなものですか？

- (1) 調査・審理とは、どのようなことをするのですか？・・・22
- (2) 調査をするのは誰ですか？・・・23
- (3) 国税不服審判所の調査は、原処分庁の調査とは異なるのですか？・・・23

Q15 審査請求では、どのような事項を審理するのですか？

- (1) 審査請求を担当する担当審判官等は、どのような事項を審理するのですか？・・・24
- (2) 争点とは、どのようなことをいうのですか？・・・24
- (3) 争点整理では、どのようなことが行われるのですか？・・・25
- (4) 争点の確認表とは、どのような書類ですか？・・・25
- (5) 主張と争点の確認表の記載内容とに相違がある場合、どうすればよいのですか？25

Q 1

Q 2

Q 3

Q 4

Q 5

Q 6

Q 7

Q 8

Q 9

Q10

Q11

Q12

Q13

Q14

Q15

Q16

Q17

Q18

Q19

Q20

Q21

Q22

Q23

Q24

Q25

Q26

Q16	<u>審理手続がどのように進んでいるのか、これからどのように進展していくのか確認できますか？</u>	26
Q17	<u>担当審判官等がどういう証拠書類等に基づいて判断するのか、確認できますか？</u>	
(1)	証拠書類等の閲覧はできるのですか？	27
(2)	閲覧の対象となる証拠書類等とはどのようなものですか？	27
(3)	証拠書類等の写しの交付を請求することはできますか？	27
(4)	閲覧又は写しの交付を請求するには、どのような手続が必要ですか？	28
Q18	<u>参加人とはどのような者をいうのですか？</u>	29
Q19	<u>合議とは、どのようなことをするのですか？</u>	30
Q20	<u>審査請求に係る調査・審理が終わると連絡はありますか？</u>	
(1)	調査・審理が終わると連絡がありますか？	31
(2)	担当審判官が審理手続を終結すると、審査請求にどのような影響がありますか？	31
(3)	調査・審理を終えたと認めるときのほかに、担当審判官が審理手続を終結する場合はありますか？	31
Q21	<u>議決とはどのようなものですか？</u>	
(1)	議決とはどのようなものですか？	32
(2)	議決は裁決とは違うのですか？	32
Q22	<u>法規・審査とは、どのようなことをするのですか？</u>	32
Q23	<u>裁決に不服がある場合は、どうすればよいのですか？</u>	33
Q24	<u>国税不服審判所に提出する書類の用紙は、どうすれば入手できますか？</u>	34
Q25	<u>国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して審査請求をすることはできますか？</u>	35
Q26	<u>過去にされた裁決の内容を調べることはできますか？</u>	35

Q 1 国税不服審判所ってどんなところですか？**(1) 国税不服審判所とはどのような機関ですか？****(2) 審査請求に係る手続はどのように進められるのですか？****(1) 国税不服審判所とはどのような機関ですか？**

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益を救済すること及び税務行政の適正な運営を確保することを目的とした国税庁の特別の機関であり、審査請求人と国税の賦課徴収を行う税務署や国税局などの執行機関との間に立ち、国税に関する法律に基づく処分に対する審査請求[※]について公正な第三者的立場で裁決（Q 2）を行う機関です。

国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができます。

国税不服審判所では、審理の中立性・公正性を確保し、専門的知識・経験を活用する観点から、国税不服審判所長をはじめとした主要な役職に、裁判官、検察官の職にあった者を任用しています。また、国税審判官には、国税職員、裁判官、検察官の職にあった者のほかに、弁護士、税理士、公認会計士などの民間専門家を任用しています。

※ 税務職員の対応や調査の方法など税務行政全般に関する不満、注文、批判、困りごと等については、審査請求の対象となりませんので、各国税局の納税者支援調整官にご相談ください。

(2) 審査請求に係る手続はどのように進められるのですか？

審査請求をする場合には、まず、「[審査請求書](#)（正副2通）」^{※1}を提出する必要があります（提出方法については※2を参照してください。国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して審査請求をすることもできます（Q25）ので是非ご利用ください。）。

国税不服審判所では、提出された[審査請求書](#)に必要な事項等が記載されているかどうかを審査し（Q 6 (1)）、不備がなければ、原処分庁に対して「[答弁書](#)」（Q 8 (2)）の提出を求めます。次に担当審判官等を指定し（Q 9）、その担当審判官と通常2名の参加審判官で構成される合議体が、審

査請求人から提出された[審査請求書](#)や反論書等（Q12(1)）、原処分庁から提出された答弁書や意見書（Q8）などの主張書面を基礎に、争点（Q15(2)）を明らかにします。

また、担当審判官等は、審査請求人と原処分庁の双方に対し、その争点に関する証拠書類等（Q11）の提出を求めるとともに、必要に応じて職権で調査を行い、審理を進め、原処分を取り消すべきか否かの判断である議決（Q21）をします。

国税不服審判所長は、議決に基づき裁決を行い、審査請求人、原処分庁及び参加人（Q18）に裁決書謄本を送付します。

なお、上記の審理の流れについては、リーフレット「[国税不服審判所における審査請求手続（一般的な審理の流れ）](#)」に記載しています。

※1 「[審査請求書](#)」の書式は、国税不服審判所ホームページ (<https://www.kfs.go.jp>) の「[提出書類一覧](#)」に掲載されています。

※2 「[審査請求書](#)」は、次のいずれかの方法により提出することができます。

- ・ 国税不服審判所の支部（又は支所）への持参又は郵便若しくは信書便による提出
- ・ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）による提出（Q25）
- ・ 処分をした行政機関の長を経由しての提出

Q 2 裁決とはどのようなものですか？**(1) 裁決とはどのようなものですか？****(2) 裁決の種類とその内容には、どのようなものがありますか？****(1) 裁決とはどのようなものですか？**

裁決とは、原処分庁が行った原処分についての審査請求に対し、国税不服審判所長が示す判断です。

審査請求の調査・審理（Q 14(1)）は、担当審判官及び通常2名の参加審判官で構成される合議体で行われます。調査・審理が終了すると、担当審判官は、審理手続を終結し（Q 20）、合議体は、合議（Q 19）により議決（Q 21）をします。この議決は、担当審判官及び参加審判官の過半数の意見により行われます。

国税不服審判所長は、合議体の行った議決に基づいて、審査請求の全部又は一部を認めるときは原処分の全部若しくは一部の「取消し」又は「変更」の裁決を行い、審査請求が認められないときは「棄却」の裁決を行い、審査請求が不適法なものであるときは「却下」の裁決を行います。この場合、原処分よりも審査請求人の不利益となるような裁決はできないこととされています。

裁決の内容を記載した裁決書謄本は、審査請求人、原処分庁及び参加人（Q 18）に送付されます。

なお、国税不服審判所長が審査請求の全部又は一部を認め、原処分の全部若しくは一部の「取消し」又は「変更」の裁決をした場合には、原処分庁はその裁決に拘束されます。

審査請求人は、裁決があった後の処分になお不服があるときには、裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に地方裁判所に、原処分の取消しを求めて訴訟を提起（Q 23）することができます。一方、裁決は、行政部内の最終判断であるため、原処分庁は、裁決の内容について訴訟を提起することはできません。

(2) 裁決の種類とその内容には、どのようなものがありますか？

裁決の種類及び内容は次のとおりです。

種 類	内 容
全部取消し	審査請求人が原処分全部の取消しを求める場合において、その請求の全部を認めたもの
一部取消し	審査請求人が原処分全部の取消しを求める場合において、その請求の一部を認めたもの、又は審査請求人が原処分一部の取消しを求める場合において、その請求の全部又は一部を認めたもの
変 更	審査請求人が原処分の変更を求める場合において、その請求の全部又は一部を認めたもの（例えば、耐用年数の短縮に関する処分に対し、耐用年数を変更する裁決など）
棄 却	審査請求人が原処分の取消し又は変更を求める場合において、その請求を認めなかったもの
却 下	審査請求が正当な理由なく法定の期間経過後にされたとき、国税に関する法律に基づく処分に該当しないもの（延滞税のお知らせなど）を審査請求の対象としているときなど、その請求が不適法であるもの

Q 3 審査請求には、どのくらいの費用と日数がかかりますか？

- (1) 審査請求に当たり、国税不服審判所に支払う費用はありますか？
- (2) 審査請求書を提出してから裁決までの期間は、どのくらいですか？
- (3) 裁決まで、日数がかかるのはなぜですか？

(1) 審査請求に当たり、国税不服審判所に支払う費用はありますか？

審査請求をするために国税不服審判所に支払う費用はありません。

ただし、証拠書類等の写しの交付を請求する場合には、写しの作成費用として、1枚につき所定の手数料が発生します（Q17(3)）。

(2) 審査請求書を提出してから裁決までの期間は、どのくらいですか？

[審査請求書](#)が到達してから裁決書謄本を発送するまでの期間は、審査請求の内容によっても異なりますが、国税不服審判所では、通常要すべき標準的な期間を1年と定めています。

(3) 裁決まで、日数がかかるのはなぜですか？

裁決までに行う一連の手續に相応の日数が必要となるためです。

一般的な審理の流れは、次のとおりです（リーフレット「[国税不服審判所における審査請求手續（一般的な審理の流れ）](#)」もご覧ください。）。

まず、[審査請求書](#)を収受した後、その[審査請求書](#)の記載内容等が法律の規定に従っているかどうかを形式的に審査します（Q6(1)）。

形式的な審査の結果、審査請求が正当な理由なく法定の期間経過後にされたものなど不適法なものであって、補正することができないことが明らかとなるときは却下の裁決をしますが、審査請求が適法な場合や適法かどうか審理をする必要があると認める場合には、担当審判官及び通常2名の参加審判官で構成される合議体において調査・審理（Q14(1)）を行うこととなります。

原処分庁は、原処分についての主張を記載した答弁書や意見書（Q8）を提出し、審査請求人は、この答弁書や意見書に対し反論があれば反論書

等（Q12(1)）を提出することができます。

そして、原処分庁は、答弁書や意見書における主張を裏付ける証拠書類等を、他方、審査請求人は[審査請求書](#)や反論書等における主張を裏付ける証拠書類等を国税不服審判所に提出することができます（Q11）。このように、審査請求人及び原処分庁の間で国税不服審判所を介して主張のやり取りが書面でされ、また、それぞれの主張を裏付ける証拠書類等が国税不服審判所に提出される場合があります。

また、書面のやり取りのほかに、担当審判官は、審査請求人や原処分庁と面談を行い、審査請求の趣旨や内容を確認し、事件によっては審査請求人の申立てにより口頭意見陳述の場を設けるなど、主張を十分に聴取した上で主張や争点の整理を行います（Q13）。

その後、合議体は、審査請求人及び原処分庁から提出された証拠書類等や担当審判官等が質問、検査で収集した証拠に基づき、慎重に審理を進め、議決（Q21）をします。

そして、国税不服審判所長は、合議体の議決に基づき、法規・審査（Q22）を経た後、裁決を行うこととなります。

このように、一連の手続には相応の日数を要するので、簡易迅速な審理を実現するため、法令上、審査請求人、原処分庁及び担当審判官は、相互に協力し、計画的な進行を図ることが求められています。したがって、主張書面や証拠書類等の早期かつ積極的な提出に御協力をお願いします。

なお、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ることなく地方裁判所に訴訟を提起することができます（Q23）。

Q 4 代理人は必要ですか？

- (1) 代理人は必要ですか？
- (2) 代理人となるための資格について制限はありますか？
- (3) 代理人を選任した場合には、何か手続が必要ですか？
- (4) 代理人は、どのような権限を持つのですか？

(1) 代理人は必要ですか？

代理人は必ずしも必要ではありません。審査請求は、審査請求人本人のみですることが可能であり、代理人の選任は任意です。

なお、国税不服審判所では、代理人が選任されない場合においても審査請求人の主張を十分聴取した上で、審理を進めることとしていますので、代理人が選任されないことによって、審理手続等で審査請求人が不利になることはありません。

(2) 代理人となるための資格について制限はありますか？

代理人となるための資格について、特に制限はありません。審査請求人が適当と認める者を代理人に選任することができます。

(3) 代理人を選任した場合には、何か手続が必要ですか？

[審査請求書](#)の提出などの審査請求に関する行為を代理人が行う場合には、[審査請求書](#)に代理人の権限を証明する書面（「[代理人の選任（解任）届出書](#)」*）を添付する必要があります。また、審査請求中に代理人を選任した場合にも、速やかにその権限を証明する書面を、国税不服審判所に提出する必要があります。

なお、税理士（税理士法人及び税理士業務を行う弁護士等を含みます。）を代理人に選任する場合（税理士法第2条に規定する税務代理を行う場合）には、「[代理人の選任（解任）届出書](#)」に代えて、税理士法第30条に規定する書面（「[税務代理権限証書](#)」）を提出する必要があります。

また、選任した代理人を審査請求中に解任した場合にも、速やかに「[代](#)

[理人の選任（解任）届出書](#)」にその旨を記載した上で国税不服審判所に提出する必要があります。

(4) 代理人は、どのような権限を持つのですか？

代理人は、審査請求人のために、審査請求の取下げ及び復代理人（代理人が選任する本人の代理人）の選任を除く審査請求に関する一切の行為をすることができます。

なお、審査請求の取下げ及び復代理人の選任については、代理人に特別の委任をしなければできませんので、この特別の委任をする場合には、その権限を証明する書面（「[代理人に特別の委任（特別の委任の解除）をした旨の届出書](#)」※）を提出してください。

また、国税不服審判所から審査請求人へ送達する書類の送達先を代理人とすることができます。この場合には、「[代理人の選任（解任）届出書](#)」にその旨をご記載いただくか、「[書類の送達先を代理人とする申出書](#)」※を別に提出してください。

※ 「[代理人の選任（解任）届出書](#)」、「[代理人に特別の委任（特別の委任の解除）をした旨の届出書](#)」及び「[書類の送達先を代理人とする申出書](#)」の各書式は、国税不服審判所ホームページ (<https://www.kfs.go.jp>) の「[提出書類一覧](#)」に掲載されています。

Q 5 複数の人が共同して審査請求を行うことはできますか？

複数の人が共同して審査請求を行うこともできます。例えば、一つの処分について複数の人が取消しを求める場合や、複数の人の審査請求が同一の事実上及び法律上の原因に基づいており、それらを画一的に処理することを求める場合には、共同して審査請求を行うことができます（これを「共同審査請求」といいます。）。

具体的には、次の場合などがあります。

① 一つの処分の取消しを複数の人が求める場合

例えば、複数の抵当権者が、一つの差押処分について、共同して審査請求をする場合

② 複数の人の審査請求が互いに事実関係及び法律関係を共通にする場合

例えば、複数の相続人が、相続税の課税価格の合計額又は相続税の総額に係る各相続人の相続税額についてなされた更正処分について、共同して審査請求をする場合

共同審査請求では、3人を超えない範囲で総代を互選することができます。この場合、総代の権限を証明する書面（「[総代の選任（解任）届出書](#)」[※]）を[審査請求書](#)に添付する必要があります。

また、法令上、国税不服審判所長は、必要があると認めるときは総代の互選を命ずることができるとされており、審理手続を迅速に進めるために、国税不服審判所から総代の選任をお願いする場合があります。

なお、審査請求中に総代を選任又は解任した場合にも、速やかに「[総代の選任（解任）届出書](#)」を国税不服審判所に提出する必要があります。

※ 「[総代の選任（解任）届出書](#)」の書式は、国税不服審判所ホームページ（<https://www.kfs.go.jp>）の「[提出書類一覧](#)」に掲載されています。

Q 6 審査請求書の記載や提出に当たって注意すべき事項はありますか？

- (1) 審査請求書を提出した後、どのような審査がされるのですか？
- (2) 審査請求書の記載や提出における不備の事例を教えてください。
- (3) 審査請求書の記載や提出に不備があった場合は、どうなるのですか？
- (4) 審査請求書を補正するに当たり、その期限はありますか？

(1) 審査請求書を提出した後、どのような審査がされるのですか？

[審査請求書](#)が提出されると、[審査請求書](#)に記載すべき事項（例えば、税目、対象年分、処分名、審査請求の趣旨、理由等）が適切に記載されているか、また、期間内に提出されているかなど、その審査請求が法律の規定に従っているかどうかを形式的に審査します（この審査を「形式審査」といいます。）。

形式審査の結果、その審査請求が適法と認められた場合には、原処分庁に対して、原処分庁の主張を記載した答弁書（Q 8 (2)）の提出を求めます。

なお、審査請求が適法かどうかを判断するために答弁書の提出を求める場合もあります。

(2) 審査請求書の記載や提出における不備の事例を教えてください。

[審査請求書](#)の記載や提出^{*}における不備について、具体的には、次のような事例があります。

- ① [審査請求書](#)が正副2通提出されていないもの（Q 1 (2)）
- ② [審査請求書](#)に必要な記載等がされていないもの（例えば、審査請求人の氏名（名称）、住所（所在地）、審査請求に係る処分等が適切に記載されていないもの）
- ③ 代理人又は総代が選任されている場合に、その権限を証明する書面の提出がないもの（Q 4 (3)、Q 5）

- ④ 審査請求の趣旨及び理由の記載内容が分かりにくいもの（例えば、審査請求の理由が、単に「原処分は違法であるからその全部の取消しを求める」などと記載されているもの）

※ **審査請求書**が正しく作成・提出されるよう、確認項目をまとめた「**審査請求書の提出前のチェックシート**」が、国税不服審判所ホームページ (<https://www.kfs.go.jp>) の「**提出書類一覧**」に掲載されています。審査請求手続を迅速に進めるため、**審査請求書**を提出する前に、ご自身で、記載漏れや添付書類漏れなどの不備等がないことを確認する際にご活用ください。

- (3) 審査請求書の記載や提出に不備があった場合は、どうなるのですか？

審査請求書の記載に不備があった場合、補正することができるものについては、書面の提出や面談により補正をお願いしています。また、添付書類に不足があった場合には、その提出をお願いしています。

なお、補正することができず、不適法となるものなどについては「却下」の裁決（Q 2 (2)）を行います。

- (4) 審査請求書を補正するに当たり、その期限はありますか？

法令上、国税不服審判所長が相当の期間を定めることとされており、郵便等に通常要する期間及び補正すべき事項の内容などを考慮して、1週間程度での補正をお願いしています。なお、補正にに応じていただけない場合には「却下」の裁決を行う場合もありますのでご注意ください。

Q 7 審査請求に個人番号（マイナンバー）や法人番号を使用することはありますか？

[審査請求書](#)など一部の書類には個人番号・法人番号を記載する必要があります*。

審査請求人が個人の場合は、個人番号を記載した[審査請求書](#)等の提出に当たって

①記載された個人番号が正しいものであることの確認（番号確認）

②個人番号の提供者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要となりますので、個人番号カードや個人番号が記載された住民票の写しなどの書類の提示又は当該書類の写しの添付をしていただくようお願いいたします。

代理人の方が[審査請求書](#)等を提出される際には、委任状、代理人の身元が確認できる書類（個人番号カード、運転免許証など）及び審査請求人の個人番号が確認できる書類（個人番号カードなど）が必要となります。

なお、審査請求人が法人の場合は、法人番号を記載した[審査請求書](#)等の提出に当たって、本人確認は必要ありません。

《参考》

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）内の「[社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について](#)」をご覧ください。なお、「[社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について](#)」のページは、国税不服審判所ホームページからもアクセスすることができます。

※マイナンバーの記載を要する書類

- ・ [審査請求書](#)
- ・ [審査請求人の地位承継及び総代選任の届出書](#)
- ・ [審査請求人の地位の承継の許可申請書](#)



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

Q 8 審査請求に対して、原処分庁はどのように対応するのですか？

- (1) 審査請求に対して、原処分庁はどのように対応するのですか？
- (2) 答弁書には、具体的にどのようなことが記載されているのですか？
- (3) 答弁書以外にも原処分庁から書面が提出される場合がありますか？

(1) 審査請求に対して、原処分庁はどのように対応するのですか？

原処分庁は、国税不服審判所長から[審査請求書](#)の副本を受領し、審査請求の趣旨及び理由に対する主張を記載した答弁書を提出します。

(2) 答弁書には、具体的にどのようなことが記載されているのですか？

具体的には、原処分庁が審査請求の趣旨に応じて、いかなる種類の裁決（Q 2 (2)）を求めているか記載されています。また、審査請求の理由により特定された事項に対して、原処分の適法性について具体的に記載することになっています。

審査請求人には、この答弁書の副本を国税不服審判所長から送付しますので、これにより、審査請求人の主張に対する原処分庁の主張を知ることができます。

なお、審査請求人は、答弁書に記載された原処分庁の主張に対して反論がある場合には、反論書（Q 12(1)）を提出することができます。

(3) 答弁書以外にも原処分庁から書面が提出される場合がありますか？

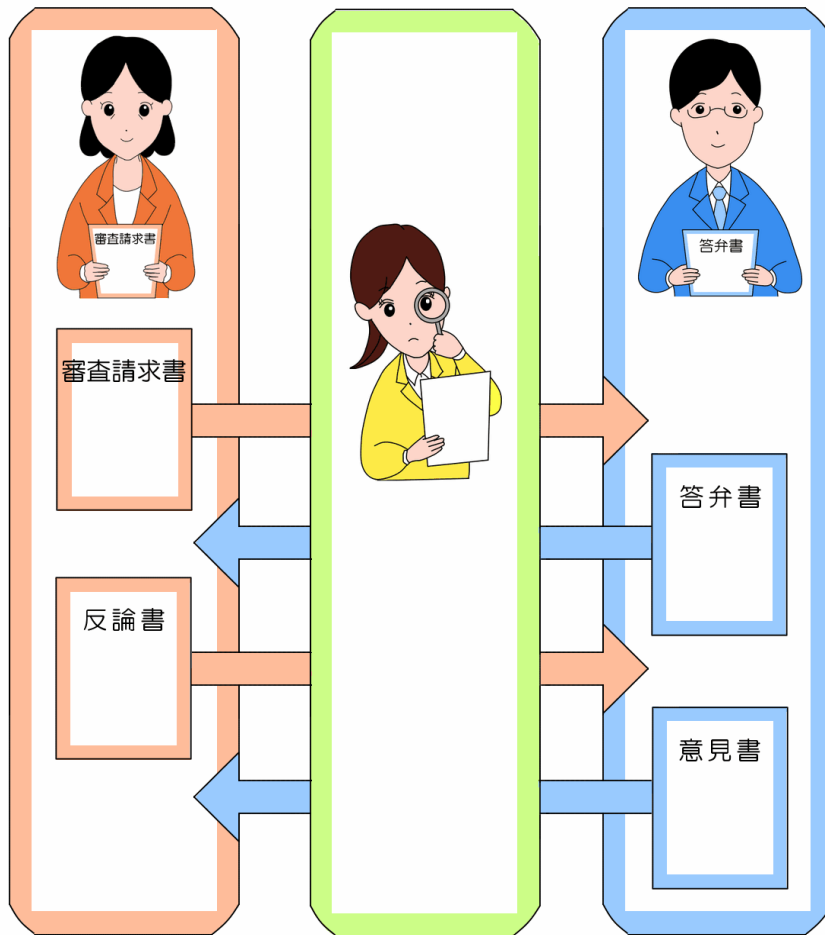
審査請求人から反論書が提出された場合には、担当審判官は、その副本を原処分庁に送付します。

原処分庁は、この反論書に対して意見がある場合には、意見書を提出することができます。担当審判官は、原処分庁から提出された意見書に対し、審査請求人に意見を求める場合には、その写しを審査請求人に送付します。

審査請求人

審判所

原処分庁



Q 9 審査請求の調査や審理は、誰が担当するのですか？

- (1) 審査請求の調査や審理の担当者を知ることはできますか？
- (2) 担当審判官や参加審判官の役割は、どのようなものですか？

(1) 審査請求の調査や審理の担当者を知ることはできますか？

担当者が決まったら書面でお知らせします。

国税不服審判所長は、審査請求に係る調査・審理（Q 14(1)）を行わせるため、担当審判官 1 名、参加審判官 2 名以上及び調査に従事する職員（この職員を「分担者」といいます。）を担当者（Q 14(2)）として指定します。

なお、原則として、担当審判官又は参加審判官のうち最低 1 名は民間専門家から登用した者を配置しています。

個々の審査請求に係る担当審判官、参加審判官及び分担者の氏名、所属及び役割は、「担当審判官等の指定について」という書面により審査請求人、参加人（Q 18）及び原処分庁に通知します。

(2) 担当審判官や参加審判官の役割は、どのようなものですか？

担当審判官や参加審判官は、争点（Q 15(2)）に主眼を置いて、原処分が適法かどうかを十分に議論して審理します。

そのために、担当審判官や参加審判官は、審査請求人及び原処分庁のそれぞれの主張を、[審査請求書](#)及び答弁書等から整理し、審査請求人及び原処分庁双方から提出された証拠書類等（Q 11）の検討を行うほか、自ら又は分担者とともに、争点に関する事実確認に必要な調査を行うこともあります。

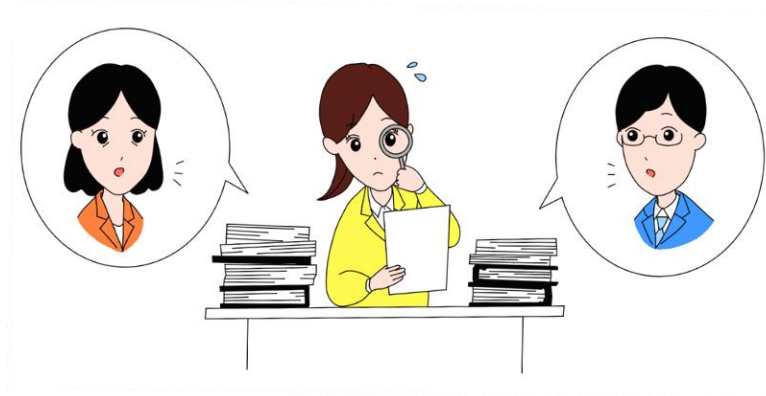
また、担当審判官及び通常 2 名の参加審判官で構成する合議体の構成員全員が集まり、審査請求人及び原処分庁の主張や証拠書類等について、検討を行う合議（Q 19）を開催し、十分な調査・審理を尽くした上で、裁決の基礎となる議決（Q 21）を行います。

Q10 審査請求の審理は、どのように進められるのですか？

審査請求の審理では、まず、審査請求人の主張や原処分庁の主張が、法律上どのような意味を持つ主張であるのか、そして、審査請求人と原処分庁が、それぞれの法的な主張を根拠付ける事実としてどのような事実があったと主張するのかを整理し、争点（Q15(2)）を明らかにします。

審査請求人が法律に詳しくない場合でも、担当審判官は、主張の内容を聴き、その主張が法律上どのような意味を持つのかなどを検討します。争点を整理した結果、事実の存否等に争いがある場合には、それぞれが主張する事実を証拠により確認します。よって、自らの主張を裏付けるための証拠は、積極的に提出してください。

このように主張を整理し、法令解釈と事実の存否などを検討することによって、原処分の適否を判断します。



Q 11 証拠書類等はどのように提出すればよいのですか？

(1) 証拠書類等とは、どのようなものですか？

(2) 証拠書類等は、いつ、誰宛に提出すればよいのですか？

(1) 証拠書類等とは、どのようなものですか？

証拠書類等とは、自らの主張を裏付ける書類その他の物件です。例えば、自らの主張を裏付ける契約書や帳簿等があれば、それらを証拠書類等として提出することができます。

(2) 証拠書類等は、いつ、誰宛に提出すればよいのですか？

自己の主張を裏付ける証拠書類等は、担当審判官が審理手続を終結（Q 20）するまでの間、できるだけ早期に、担当審判官宛に提出してください。

なお、担当審判官が証拠書類等の提出期限を定めたときは、その期限までに提出してください。

また、証拠書類等の提出部数は1部です。

Q12 原処分庁の主張に反論がある場合にはどうすればよいのですか？

- (1) 反論するためにはどのような書類を提出すればよいのですか？
- (2) 反論書等には、どのようなことを記載すればよいのですか？
- (3) 反論書等や回答書は、いつ、誰宛に提出すればよいのですか？
- (4) 反論書等や回答書を提出した後、その内容に記載誤りや記載漏れがあったときは、どのように訂正すればよいのですか？
- (5) 新たに主張（反論）したい事項がある場合には、いつまで追加できるのですか？

(1) 反論するためにはどのような書類を提出すればよいのですか？

原処分庁が答弁書（Q8(2)）及び意見書（Q8(3)）で主張する原処分の根拠に対し反論がある場合には、担当審判官に対し、次の書類等を提出することができます。

提出することができる主な書類等として、次のものがあります。

- ① 原処分庁の主張に対する反論を記載した書面（このうち、答弁書に記載された事項に対する反論を記載した書面を「反論書」、それ以外の書面を「意見書」といい、これらを併せて「反論書等」*とといいます。）
- ② 自己の主張を裏付ける証拠書類等（Q11）

なお、反論書の提出に当たっては、正本1通と送付すべき参加人（Q18）及び原処分庁の数に相当する通数の副本が必要です（証拠書類等の提出部数は1部です。）。

また、担当審判官から、主張の内容を確認するため、「回答書の提出について」という書面により、内容の説明（これを「釈明」といいます。）をお願いすることがあります。この場合には、説明をお願いした事項の回答を記載した書面（この書面を「回答書」といいます。）を提出してください。

※ 「[反論書の提出について](#)」及び「[審査請求人意見書の提出について](#)」の各書式は、[国税不服審判所ホームページ \(https://www.kfs.go.jp\)](https://www.kfs.go.jp) の「[提出書類一覧](#)」に掲載されています。

(2) 反論書等には、どのようなことを記載すればよいのですか？

反論書等には、原処分庁が主張している法令の解釈や、事実関係などに対する審査請求人の主張（反論）を記載してください。なお、既に提出した反論書等で主張した事項については、繰り返し記載する必要はありません。

(3) 反論書等や回答書は、いつ、誰宛に提出すればよいのですか？

反論書等や回答書は、担当審判官が定めた提出期限までに担当審判官宛に提出してください。

なお、反論書等や回答書に記載した主張を裏付ける証拠書類等がある場合には、反論書等や回答書と併せて提出してください。

また、審理手続を迅速に進めるため、担当審判官が定めた提出期限を遵守してください。

(4) 反論書等や回答書を提出した後、その内容に記載誤りや記載漏れがあったときは、どのように訂正すればよいのですか？

担当審判官宛に、訂正事項を記載した反論書等又は回答書を提出してください。

(5) 新たに主張（反論）したい事項がある場合には、いつまで追加できるのですか？

既に提出している[審査請求書](#)や反論書等に記載した主張のほかに、新たな主張（反論）がある場合、担当審判官が審理手続を終結（Q20）するまでの間であれば、意見書を提出することができますが、審理手続を迅速に進めるため、できるだけ早期に提出してください。

Q13 担当審判官に話を直接聴いてもらえる機会がありますか？

- (1) 担当審判官に話を直接聴いてもらえる機会がありますか？
- (2) 担当審判官との面談（請求人面談）の際に、用意しておく書類等がありますか？
- (3) 口頭意見陳述とは、どのようなものですか？

(1) 担当審判官に話を直接聴いてもらえる機会がありますか？

担当審判官は、審査請求人の主張等の確認を行うために、通常、早期に審査請求人との面談を実施し、直接、話をお聴きする機会を設けています*。

審査請求人との面談では、担当審判官は、審査請求人の主張を正しく理解するために、審査請求人から[審査請求書](#)に記載された理由等の内容や主張を裏付ける証拠に関する説明をお聴きします。また、担当審判官から、主張の補充や証拠書類等（Q11）の提出をお願いすることもあります。

なお、審査請求人から口頭意見陳述（Q13(3)）の実施を申し立てることもできます。

※ 審査請求人若しくは参加人又は代理人が審査請求を担当する支部以外の支部又は支所の近隣に所在する場合には、近隣の支部又は支所に来所することで、審査請求を担当する支部とWeb会議システムを利用して面談や口頭意見陳述を実施することができます。

(2) 担当審判官との面談（請求人面談）の際に、用意しておく書類等がありますか？

担当審判官との面談（請求人面談）の際には、例えば次のような書類等をご用意ください。

- ① 審査請求人が国税不服審判所に提出した書類の控え
- ② 原処分庁から受領した書類（例 原処分の通知書）
- ③ 審査請求人の主張を裏付ける証拠書類等

なお、審査請求人の主張を裏付ける証拠書類等は、担当審判官との面談前であっても積極的に提出してください。

(3) 口頭意見陳述とは、どのようなものですか？

口頭意見陳述とは、審査請求人が、書面による主張を補うことなどを目的として、担当審判官に対して口頭で意見を述べることをいいます。

法令上、担当審判官は、審査請求人から口頭意見陳述の申立てがあった場合には、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないこととされています。また、口頭意見陳述を行う際には、原則として原処分庁の担当者も出席しますので、審査請求人は、担当審判官の許可を得て、処分の内容や理由などについて原処分庁に質問をすることができます。

口頭意見陳述の申立てをする場合は、「[口頭意見陳述の申立書](#)」※を、原処分庁に対する質問の有無を記載した上で、担当審判官に提出してください。その際、原処分庁に対する質問がある場合には、原処分庁の回答がスムーズに行われるよう、別途質問事項を記載した書面の提出をお願いしています。

なお、口頭意見陳述の申立てが繰り返し行われると、審査請求の迅速な処理に支障を来すおそれがありますので、口頭意見陳述を実施した後、再度の申立てがあった場合には、口頭意見陳述の機会が与えられない場合があります（主張内容を記載した書面を提出することは可能です。）。

また、口頭意見陳述の内容が事件に関係のない事項である場合などには、陳述が制限されることがあります。

※ 「[口頭意見陳述の申立書](#)」の書式は、国税不服審判所ホームページ (<https://www.kfs.go.jp>) の「[提出書類一覧](#)」に掲載されています。

Q14 国税不服審判所の行う調査・審理とはどのようなものですか？

- (1) 調査・審理とは、どのようなことをするのですか？
- (2) 調査をするのは誰ですか？
- (3) 国税不服審判所の調査は、原処分庁の調査とは異なるのですか？

(1) 調査・審理とは、どのようなことをするのですか？

「調査」とは、担当審判官が、争点（Q15(2)）を整理する目的で、証拠書類等（Q11）を収集するために質問、検査、帳簿書類等の提出要求等を行うことをいいます。

「審理」とは、担当審判官や参加審判官が、争点を中心として、事実関係、法律関係を明確にし、検討することをいいます。

争点について、適切に審理を行うためには、まずは、審査請求人及び原処分庁の双方から証拠書類等が積極的に提出される必要がありますが、提出された証拠書類等のみでは事実解明に不十分な場合もあり、また、審査請求人及び原処分庁から提出された証拠書類等の中には確認のために調査を要するものもあります。

そこで、担当審判官等は、審理を行うために必要があると判断したときは、審査請求人若しくは原処分庁の申立てにより、又は職権で調査を行います。

具体的には、次に掲げる行為を調査として行います。

- ① 審査請求人、原処分庁、関係人又はその他の参考人に対して質問すること
- ② 上記①の者の帳簿書類その他の物件について、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、その物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと
- ③ 上記①の者の帳簿書類その他の物件を検査すること
- ④ 鑑定人に鑑定させること

(2) 調査をするのは誰ですか？

調査は、担当審判官のほか、国税審判官、国税副審判官及びその他の国税不服審判所の職員が行います。

なお、審査請求を担当する職員の氏名、所属及び役割等は、書面により通知することとしていますので、その書面により、調査をする職員を確認することができます（Q9）。

(3) 国税不服審判所の調査は、原処分庁の調査とは異なるのですか？

原処分庁の職員が行う調査は、納税者の申告内容を帳簿などで確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるために行うものです。

担当審判官など国税不服審判所の職員が行う調査は、原処分が適法であるか否かを審理するために行うものです。

したがって、国税不服審判所の職員が行う調査は、原処分庁の職員が行う調査とはその目的が異なります。

Q15 審査請求では、どのような事項を審理するのですか？

- (1) 審査請求を担当する担当審判官等は、どのような事項を審理するのですか？
- (2) 争点とは、どのようなことをいうのですか？
- (3) 争点整理では、どのようなことが行われるのですか？
- (4) 争点の確認表とは、どのような書類ですか？
- (5) 主張と争点の確認表の記載内容とに相違がある場合、どうすればよいのですか？

- (1) 審査請求を担当する担当審判官等は、どのような事項を審理するのですか？

審査請求を担当する担当審判官等は、審査請求人と原処分庁の双方の主張を整理し、争点についての判断に主眼を置いて、調査や審理をします。

- (2) 争点とは、どのようなことをいうのですか？

争点とは、納税者に対して、課税又は徴収に係る原処分を行うための法律上の要件（どのような場合に納税者に納税義務が発生するかという課税等に関する一定の法律効果が発生する要件などをいいます。）に関する審査請求人及び原処分庁の主張の相違点をいいます。

主張には、法令解釈に関するもの、事実関係に関するものなどがあり、それらの具体的な相違点が争点となります。

審査請求の審理は、この争点についての判断に主眼を置いて進めますので、課税又は徴収に係る原処分を行うための法律上の要件の判断に影響を与えない事柄に関する主張（例えば、税務行政に関する不満など）は、審査請求の審理の対象となりません*。

※ 税務職員の対応や調査の方法など税務行政全般に関する不満、注文、批判、困りごと等については、各国税局の納税者支援調整官にご相談ください。

(3) 争点整理では、どのようなことが行われるのですか？

担当審判官は、[審査請求書](#)、答弁書（Q 8 (2)）、反論書（Q 12(1)）、意見書（Q 8 (3)、Q 12(1)）などの書面や、面談（Q 13）などにより、審査請求人及び原処分庁のそれぞれの主張を整理し、争点は何であることを明確にします。これを争点整理といいます。

(4) 争点の確認表とは、どのような書類ですか？

「争点の確認表」とは、審査請求人及び原処分庁から提出された主張書面に基づいて争点を整理し、①争われている原処分、②争点、③争点に対する審査請求人及び原処分庁双方の主張などを簡潔に記載したものです。

担当審判官は、審査請求を適正かつ迅速に処理するために、審査請求人及び原処分庁のそれぞれの主張を正しく理解し、また、審査請求人及び原処分庁双方と、争点に関する共通の認識を持つ必要があります。そのために、担当審判官は、「争点の確認表」を作成し、審査請求人、原処分庁及び参加人（Q 18）に送付することとしています。

なお、審査請求の内容、調査・審理（Q 14(1)）の状況等によって、「争点の確認表」を送付しない場合もあります。

(5) 主張と争点の確認表の記載内容とに相違がある場合、どうすればよいのですか？

これまでの主張と、「争点の確認表」に記載された内容とに相違がある場合には、担当審判官に、その旨をご連絡ください。

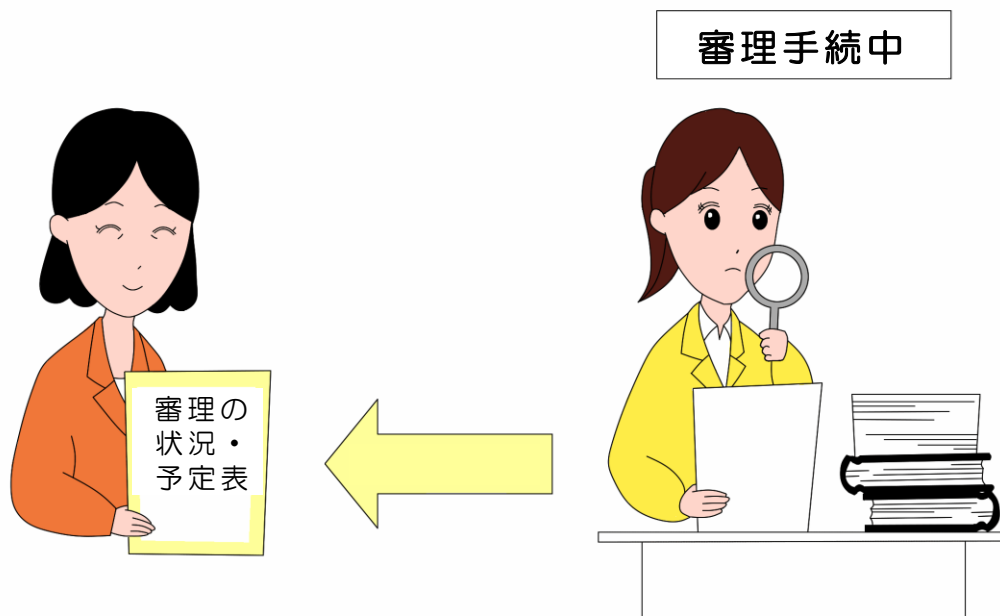
なお、これまでの主張と異なる新たな主張をする場合や、これまでの主張に追加して主張する場合には、意見書として新たな書面を提出していただくこととなります。

Q16 審理手続がどのように進んでいるのか、これからどのように進展していくのか確認できますか？

担当審判官は、審理の状況に応じて適時に、「審理の状況・予定表」を送付し、審理手続の進行状況等をお知らせすることとしています。

「審理の状況・予定表」には、答弁書（Q8(2)）などの書類の提出状況、その時点での争点（Q15(2)）、調査・審理（Q14(1)）の状況、今後の予定等を記載していますので、これにより、審理手続の進行状況等を確認することができます。

なお、「審理の状況・予定表」は、審査請求の内容、調査・審理の状況等によっては、送付しない場合もあります。



Q 17 担当審判官等がどういう証拠書類等に基づいて判断するのか、確認できますか？

- (1) 証拠書類等の閲覧はできるのですか？
- (2) 閲覧の対象となる証拠書類等はどのようなものですか？
- (3) 証拠書類等の写しの交付を請求することはできますか？
- (4) 閲覧又は写しの交付を請求するには、どのような手続が必要ですか？

- (1) 証拠書類等の閲覧はできるのですか？

原処分庁が国税不服審判所に任意に提出した証拠書類等や、担当審判官等が収集した証拠書類等の閲覧を求めることができます。

- (2) 閲覧の対象となる証拠書類等はどのようなものですか？

原処分庁から任意に提出された証拠書類等のほか、担当審判官等が調査により収集した証拠書類等が閲覧の対象となります。

ただし、担当審判官が、対象となった証拠書類等に第三者の利益を害するおそれがある内容が含まれていると判断した場合などには、その第三者の利益を害するおそれがあると認められる記載等はマスキングされます。

なお、閲覧を希望する場合には、書類名を記載した一覧を提示しますので、それにより閲覧を希望する証拠書類等を特定していただく必要があります。

- (3) 証拠書類等の写しの交付を請求することはできますか？

審査請求人は、閲覧の対象となる証拠書類等の写しの交付を請求することができます。この場合、用紙 1 枚につき 10 円（閲覧の対象となる証拠書類等がカラーの場合は 20 円）の手数料が必要となり、両面印刷の場合は片面を 1 枚として手数料を算定します。また、証拠書類等の写しの交付に代えて、審査請求人が持参したカメラで撮影することもできます。

なお、写しの交付請求の場合においても、写しの交付を請求する証拠書

類等を特定していただく必要があります。

(4) 閲覧又は写しの交付を請求するには、どのような手続が必要ですか？

証拠書類等の閲覧又は写しの交付を請求する場合には、請求する証拠書類等を「[閲覧等の請求書](#)」※に記載した上で担当審判官に提出してください。

なお、「[閲覧等の請求書](#)」を提出した後の①閲覧及び②写しの交付の請求に係る手続は、次のとおりです。

① 閲覧の場合

担当審判官から、証拠書類等の閲覧日時、場所等を書面で通知しますので、その通知内容に従い閲覧していただきます。

② 写しの交付の場合

担当審判官から、対象となる証拠書類等の枚数及び手数料の額を書面で通知しますので、通知した手数料の額に相当する収入印紙を貼った「写しの交付申出書」を担当審判官に提出してください。

※ 「[閲覧等の請求書](#)」の書式は、国税不服審判所ホームページ (<https://www.kfs.go.jp>) の「[提出書類一覧](#)」に掲載されています。

Q 18 参加人とはどのような者をいうのですか？

参加人とは、国税不服審判所長の許可を得て、又は求めに応じて審査請求に参加する利害関係を有する者のことです。この利害関係を有する者とは、審査請求人以外の者であって、審査請求の対象となった処分の根拠となる法令に照らしその処分に利害関係を有するものと認められる者のことをいい、例えば、滞納者が公売処分を争って審査請求をしている場合の、公売財産の買受人などが挙げられます。

参加人には、法令上、

- ① 原処分庁や審査請求人から提出される答弁書（Q 8 (2)）、反論書（Q 12(1)）などの副本の送付を受けること
- ② 審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（この書面を「参加人意見書」※とといいます。）を担当審判官に提出すること
- ③ 口頭意見陳述の申立て、口頭意見陳述の場で原処分庁に質問をすること（Q 13(3)）
- ④ 証拠書類等（Q 11）を提出すること
- ⑤ 担当審判官に対し、質問、検査等（Q 14(1)）を申し立てること
- ⑥ 証拠書類等の閲覧又は写しの交付の請求（Q 17）をすること
- ⑦ 裁決書（Q 2）の謄本の送付を受けること

などが認められています。

上記②の参加人意見書の提出に当たっては、正本1通と送付すべき審査請求人及び原処分庁の数に相当する通数の副本が必要です。

※ 「[参加人意見書の提出について](#)」の書式は、国税不服審判所ホームページ（<https://www.kfs.go.jp>）の「[提出書類一覧](#)」に掲載されています。

Q19 合議とは、どのようなことをするのですか？

審査請求に係る調査・審理（Q14(1)）は、担当審判官及び通常2名の参加審判官で構成する合議体を中心となって進められます。

合議とは、審査請求人及び原処分庁の主張や証拠書類等（Q11）について、合議体の構成員全員が集まって検討を行う場です。

合議体は、審理を尽くすために、争点（Q15(2)）の整理、調査方針の策定などのための当初合議や、裁決の基礎となる議決（Q21）をするための最終合議など、調査・審理の進行状況に応じて、適時に合議を行います。



Q 20 審査請求に係る調査・審理が終わると連絡はありますか？

- (1) 調査・審理が終わると連絡がありますか？
- (2) 担当審判官が審理手続を終結すると、審査請求にどのような影響がありますか？
- (3) 調査・審理を終えたと認めるときのほかに、担当審判官が審理手続を終結する場合はありますか？

(1) 調査・審理が終わると連絡がありますか？

担当審判官は、必要な調査・審理（Q 14(1)）を終えたと認めるときは、審理手続を終結し、速やかに審査請求人や原処分庁にその旨を文書で通知します。

(2) 担当審判官が審理手続を終結すると、審査請求にどのような影響がありますか？

担当審判官が審理手続を終結すると、審査請求人や原処分庁は、①反論書（Q 12(1)）、答弁書（Q 8(2)）や意見書（Q 8(3)、Q 12(1)）の提出、②口頭意見陳述の申立て（Q 13(3)）、③証拠書類等の提出（Q 11）、④担当審判官への質問、検査等の申立て（Q 14(1)）、⑤証拠書類等の閲覧又は写しの交付の請求（Q 17）などをすることができなくなります。

(3) 調査・審理を終えたと認めるときのほかに、担当審判官が審理手続を終結する場合はありますか？

担当審判官は、必要な調査・審理を終えたと認めるときのほかに、次のような場合に、審理手続を終結することができます。

- ① 答弁書、反論書、証拠書類等が、担当審判官が定める相当の期間内に提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。
- ② 口頭意見陳述の申立てをした審査請求人が、正当な理由がないにもかかわらず、口頭意見陳述に出頭しないとき。

Q21 議決とはどのようなものですか？

- (1) 議決とはどのようなものですか？
- (2) 議決は裁決とは違うのですか？

(1) 議決とはどのようなものですか？

担当審判官は、必要な調査・審理（Q14(1)）を終えたと認めるときは、審理手続を終結し（Q20）、最終合議（Q19）を経て議決を行います。

この議決とは、審査請求について、合議体を構成する担当審判官及び通常2名の参加審判官の過半数の意見によって決定された結論（全部取消し、一部取消し、変更、棄却又は却下）をいい、これが裁決の基礎となります。

(2) 議決は裁決とは違うのですか？

裁決は、国税不服審判所長が、合議体の議決に基づいて行います。

合議体による議決後、国税不服審判所長は議決について法規・審査（Q22）を行った後、審査請求に対する裁決を行います。

Q22 法規・審査とは、どのようなことをするのですか？

法規・審査とは、担当審判官及び通常2名の参加審判官で構成される合議体が行った議決（Q21）について、法令解釈の統一性が確保されているか、文章表現は適正かなどの審査を行うことをいいます。

Q 23 裁決に不服がある場合は、どうすればよいのですか？

国税不服審判所長の裁決があった後になお処分若しくは裁決に不服がある場合は、裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内^{*}に、地方裁判所に対し、訴訟を提起することができます。

提起する訴訟の種類は、不服の内容に従い次の二つに分かれます。

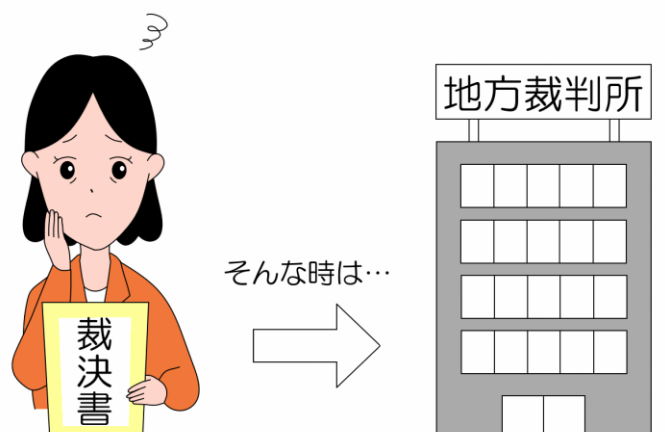
① 処分の取消しを求める訴え（課税処分等の違法を訴えるもの）

国（国を代表する者は法務大臣です。）を被告として、原処分が違法であることを理由に、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

② 裁決の取消しを求める訴え（裁決の違法を訴えるもの）

国（国を代表する者は法務大臣です。）を被告として、裁決に手続上の瑕疵があるなど、裁決固有の違法を理由に、裁決の取消しを求める訴えを提起することができます。この場合、上記①とは異なり、原処分が違法であることを理由に、裁決の取消しを求める訴えを提起することはできません。

※ 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときも、上記①の国を被告として処分の取消しを求める訴えを提起することができます。



Q24 国税不服審判所に提出する書類の用紙は、どうすれば入手できますか？

国税不服審判所に提出する書類の用紙が必要な場合は、国税不服審判所の各支部（支所）の窓口、又は担当審判官にお尋ねください。

なお、提出書類のうち次の用紙などについては、国税不服審判所ホームページ（<https://www.kfs.go.jp>）の「[提出書類一覧](#)」からもダウンロードできます。

[「審査請求書」用紙](#)

[「審査請求書」の書き方](#)

[「審査請求書の提出前のチェックシート」用紙](#)

[「審査請求書の補正書」用紙](#)

[「代理人の選任（解任）届出書」用紙](#)

（注）代理人が税理士（税理士法人及び税理士業務を行う弁護士等を含む。）の場合には、税理士法第30条に規定する書面「[税務代理権限証書](#)」となります。

[「代理人に特別の委任（特別の委任の解除）をした旨の届出書」用紙](#)

[「書類の送達先を代理人とする申出書」用紙](#)

[「総代の選任（解任）届出書」用紙](#)

[「審査請求人の地位承継及び総代選任の届出書」用紙](#)

[「審査請求人の地位の承継の許可申請書」用紙](#)

[「反論書の提出について」用紙](#)

[「証拠説明書」用紙](#)

[「審査請求人意見書の提出について」用紙](#)

[「審査請求への参加申請書」用紙](#)

[「参加人意見書の提出について」用紙](#)

[「口頭意見陳述の申立書」用紙](#)

[「補佐人帯同申請書」用紙](#)

[「閲覧等の請求書」用紙](#)

[「質問、検査等を求める旨の申立書」用紙](#)

[「徴収の猶予等の申立書」用紙](#)

[「滞納処分による差押えの解除等の申請書」用紙](#)

[「審査請求の取下書」用紙](#)

Q 25 国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して審査請求をすることはできますか？

国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して、[審査請求書](#)や反論書などの作成・提出に加え、証拠書類等の提出なども行うことができます。

詳しくは国税不服審判所ホームページ（<https://www.kfs.go.jp>）に掲載している「[国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用について](#)」をご覧ください。

Q 26 過去にされた裁決の内容を調べることはできますか？

国税不服審判所ホームページ（<https://www.kfs.go.jp>）には、先例となるような裁決について、平成4年以降に公表した裁決事例を掲載しています。

また、同ホームページでは、平成8年7月1日以降にされた全ての裁決について、審査請求の争点となった事項、又はキーワードにより、裁決の要旨を検索・閲覧できるシステムも提供していますので、ご活用ください。

審査請求について調べたいときは、**国税不服審判所ホームページ**へ

国税不服審判所

を

検索



ホームページアドレス <https://www.kfs.go.jp>



左記のサイトは
上のコードからも
ご覧になれます

令和5年8月

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。